

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から40年3月まで

私は、昭和38年3月に勤めていた会社を退職した際、国民年金に加入し、60歳まで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は集金人に納付しており、未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年7月から40年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年6月にその夫と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、夫婦はこの頃国民年金に加入したものと考えられ、申立人の夫は当該期間の保険料を納付しており、加入時期からみて過年度納付したものと推認できることから、申立人についても同様に納付勧奨を受けたものと考えられ、当該期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和38年3月から39年6月までについて、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、38年3月は既に時効により国民年金保険料を納付できず、同年4月から39年6月までの保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、その夫も上記の期間を除き保険料を納付した形跡は無い上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻直後の旧姓を含め氏名を複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年1月1日）及び資格取得日（昭和49年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月1日から同年12月1日まで
株式会社Aに昭和46年3月入社し、51年11月まで継続して勤務していたが、そのうち49年1月から11月までの期間、厚生年金保険加入期間が空白になっている。申立期間について、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の一部である昭和49年4月から同年12月までの給料支払明細書を所持しており、同年12月の同明細書の記載内容は、事業所が保管する賃金台帳の記載内容と一致している上、同明細書は元同僚の供述により、株式会社Aが作成したものとみなされ、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、昭和49年1月から同年3月についても、給料支払明細書は無いが、48年12月の賃金台帳及び49年4月の給料支払明細書の記載から、前後の月と同額の厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

さらに、申立期間当時、株式会社Aに勤務していた元同僚に照会したところ、回答のあった複数の者は、「申立人は、申立期間において株式会社Aに正社員として勤務しており、途中で勤務形態も変わらなかった。申立人が所持する給料支

払明細書は、当時の同事業所の給料支払明細書である。」と回答している。

加えて、オンライン記録によれば、上記の元同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年1月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、C株式会社（現在は、D株式会社）E所F課における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和21年5月1日）及び資格取得日（昭和23年5月18日）の記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年5月から22年5月までは270円、同年6月から23年4月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から23年5月18日まで

C株式会社に昭和17年2月9日から57年9月20日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は申立期間が空白となっている。

しかし、G厚生年金基金発行の退職所得の源泉徴収票及び一時金給付裁定通知書には、入社日が昭和17年2月9日、退職日が57年9月20日、勤続期間が40年7か月と記載されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）本申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、C株式会社E所F課において、昭和17年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、21年5月1日に資格を喪失後、23年5月18日に資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が所持するG厚生年金基金発行の「昭和57年分退

職所得の源泉徴収票」及び「一時金給付裁定通知書」、D株式会社が保管する「退職者一覧表」、同社の回答、同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてC株式会社E所F課に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C株式会社E所F課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「A名簿」という。）において、申立人を含む全ての被保険者には、昭和21年5月1日の資格喪失日が記載されているにもかかわらず、22年9月13日に施行された「厚生年金保険法施行令の一部を改正する政令」（政令第九十七号）に基づく同年6月1日の標準報酬月額の変更記録が記載されており、不自然な記録となっている。

さらに、A名簿の申立人が記載されているページの30人を調査したところ、申立人を除く16人は、A名簿とは別に作成されているC株式会社E所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「B名簿」という。）においても、昭和21年5月1日以前の被保険者記録が記載されており、A、Bの二つの被保険者名簿において記録が重複して管理されている上、当該16人のうち15人は、両名簿の同年4月の標準報酬月額が相違して記載されていることが確認できる。

加えて、A名簿において、遡及して資格喪失日が記載されている可能性が有ること、及びA、B両名簿において記録が重複管理されていることについて、日本年金機構H事務センターに照会したが、いずれも理由は不明である旨回答をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてC株式会社E所F課に継続して勤務していたことが確認できる上、社会保険事務所における同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録の管理は、適正でなかったと考えられることから、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

したがって、C株式会社E所F課における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和21年5月1日）及び資格取得日（昭和23年5月18日）の記録を取り消すことが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC株式会社E所F課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から昭和21年5月から22年5月までは270円、同年6月から23年4月までは600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から56年3月まで

私が家業を手伝っていた20歳の頃、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、私の兄の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていた。私の所持する年金手帳の記録は、私が申立期間の保険料を納付した証拠であると思うので、未納とされていることには納得できず、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、家業を手伝っていた20歳の頃、その母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を申立人の兄の分と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年8月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、このことは、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人が昭和56年度から登載され、同年4月から保険料を現年度納付していることとも整合し、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、遡って保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳の国民年金の記録欄に、申立期間に係る国民年金被保険者資格取得の記録が記載されていることを挙げているが、これは、制度上、申立期間が国民年金被保険者期間となることを示すものであり、保険料納付の事実を示すものではない。

なお、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄の国民年金手帳記号番号は、昭和54年7月に払い出され、同年4月から保険料を現年度納付していることが、A市の国民年金収滞納リストにより確認できることから、申立人は、申立期間については、申立人の兄と一緒に保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、B県内全てを対象に「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から59年1月まで
昭和49年頃、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、一緒に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年頃に、その夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、平成7年7月頃にその夫と連番で払い出されたものと推認できることから、申立人夫婦は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、このことは、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人夫婦は平成7年度から登載され、申立期間当時は、同市において、国民年金被保険者として管理されていなかったこととも整合し、申立内容とは符合しない。

また、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者資格は、平成7年7月17日付けで追加処理されていることがオンライン記録により確認できることから、この時点まで申立期間は国民年金に未加入の期間である上、処理時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2470

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年11月から59年1月まで

私は、昭和47年頃、父の国民年金保険料を遡って納付した際、自身も年金の必要性を感じたため、49年頃夫婦二人分の国民年金加入手続きを行い、保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年頃に、自身及びその妻の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、夫婦二人分を一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、平成7年7月頃にその妻と連番で払い出されたものと推認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、このことは、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は平成7年度から登載され、申立期間当時は、同市において、国民年金被保険者として管理されていなかったこととも整合し、申立内容とは符合しない。

また、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者資格は、平成7年7月17日付けで追加処理されていることがオンライン記録により確認できることから、この時点まで申立期間は国民年金に未加入の期間である上、処理時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から平成5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から平成5年5月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、はじめは集金人に月額1万円の分割で納め、後にA市役所の国民年金課の窓口でも納付した。申立期間の保険料について、いずれも領収書というより預かり書を受け取っていたが、未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、はじめの頃は集金人に毎月1万円の分割で納付し、後にA市役所の国民年金課で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間直前の期間が厚生年金保険の被保険者であった申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時居住していたA市において、国民年金の再加入手続を行う必要があるが、同市の国民年金被保険者名簿において、申立人は、昭和36年*月*日に国民年金被保険者資格を取得し、59年5月1日に厚生年金保険加入に伴い国民年金被保険者資格を喪失後、申立期間について同資格を再取得した形跡は見当たらない。

また、平成9年1月1日の基礎年金番号制度導入に伴い、同年3月27日付けで作成されたA市の国民年金未納者カードにおいて、初めて申立期間が管理されているものの、管理された時点では、申立期間は既に時効により、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、国民年金保険料の納付は定額納付とされ、分割納付の取扱いは行われていない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私は、昭和45年よりも前に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は国民年金制度発足当初から集金人に納付していた。これまで、ねんきん定期便の照会に対しては、納付したとの証拠が無く、やむを得ず年金の記録に間違いはないと回答をしてきたが、申立期間の保険料を納付していたという記憶が有り、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、国民年金制度発足当初から集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和45年にその夫(*)と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記の申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和45年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、任意の種別で払い出されていることが、A市の国民年金被保険者名簿において確認でき、このことは、申立人が所持する国民年金手帳の記載とも一致することから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムによりB県内全てについて「C(漢字)」及び「D(カナ)」で検索し、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

私は、大学卒業後に勤めた会社から年金手帳を提出するよう求められたが、所持していなかったため、平成10年4月頃に母親がA市B区役所C支所で国民年金の加入手続を行い、この時点で、遡及可能であった8年5月から10年3月までの国民年金保険料を納付してくれた。その保険料は合計で20数万円ぐらいだったと記憶している。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年4月頃にその母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を過年度納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間直前の平成8年6月から9年3月までの国民年金保険料を、10年7月30日に過年度納付していることが、オンライン記録により確認できるものの、申立期間について過年度納付した形跡は見当たらない。

また、申立期間は、平成9年1月1日の基礎年金番号制度導入後に当たっており、当該期間の国庫金納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により、納付記録として入力されることから、申立期間の国民年金保険料が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、

申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 7 年 9 月 30 日まで

A 株式会社 に昭和 59 年 7 月 2 日に入社、平成 13 年 3 月 13 日に退職したが、平成 6 年 7 月から 7 年 9 月までの厚生年金保険の標準報酬月額がその前の期間の標準報酬月額と比較して下がっているので訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社に係る申立期間の標準報酬月額の相違について申立てをしている。

一方、A 株式会社は、申立人の申立期間の標準報酬月額が下がった原因について、「満58才の定年により給与が下がったためであり、申立人の給与は平成 6 年 4 月支給の給与から30 パーセントのカットが行われた。」と回答している。

また、A 株式会社が保管する申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」及び「標準報酬決定通知書」に記載されている申立期間に係る標準報酬月額は、平成 6 年 7 月の随時改定及び同年10月の定時決定において、32万円として社会保険事務所（当時）に提出されていることが確認でき、その全ての標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

さらに、A株式会社は申立期間の源泉徴収票を保管しており、申立人の平成6年分給与所得の源泉徴収票に記載されている給与賞与支払金額及び社会保険料等控除金額は、平成5年分と比較しおおむね30パーセント少ない金額が記載されており、申立人のオンライン記録にある標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から 26 年 6 月 1 日まで
中学校卒業後の昭和 25 年 4 月から 26 年 5 月まで A 株式会社で勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が不明なので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したと主張する事業所名である A 株式会社は法人登記に同名の会社が見当たらず、厚生年金保険の適用事業所の記録にも該当がないものの、申立人が記憶する事業所の所在地、申立人が社長と認識していた人物の氏名等から、申立事業所は B 株式会社 C 出張所であると推認できる。

また、申立人が記憶する同僚のうち、一人の氏名が B 株式会社 C 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている上、当該名簿に記載された全ての被保険者 5 人のうち、所在が確認できた 1 人に照会したところ、申立人のことは記憶していないが、申立人が記憶している同僚の名前を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 株式会社 C 出張所は昭和 26 年 8 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も所在不明であることから、申立人の勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、オンライン記録上、B 株式会社 C 出張所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和 26 年 5 月 1 日であり、それ以前の申立期間において当該事業所が適用事業所であったことは確認できない。

さらに、申立期間のうち昭和 26 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、前出の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は記載されていない上、健康保険の番号に欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立人が B 株式会社 C 出張所において被保険者であった記録は見当たらない。

このほか、申立期間に申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月21日から35年2月9日まで

A社には知人の紹介で就職したが、一日でも働かない日が有ると食べていけない生活だったので、当時、仕事をしていない月は無かった。調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA社は、昭和34年当時の住宅地図において、申立人が記憶する所在地に「A社地」として記載されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記の記録は確認できない上、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録において、当該事業所の厚生年金保険適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人が記憶する事業主及び同僚であった事業主の親族については、いずれも所在不明であり供述を得ることができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社と名称が類似する他の事業所についても調査したが、いずれも申立人の記憶する所在地と異なっており、これらの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名が記載されていない上、申立期間当時、これらの事業所は厚生年金保険の新規適用前であることが確認できる。

加えて、申立人が記憶するA社の所在地に係る不動産の当時の所有者に

についても調査したが、連絡先は不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができない。

また、申立人は申立期間について、当時の給与1万8,000円に相当する厚生年金保険料を事業主により毎月の給与から控除されていたと主張しているが、事業主の所在が不明であるため、申立人が主張する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月から22年5月まで

私は、申立期間当時、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間が被保険者期間となるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立書に勤務した事業所として「A社」と記載しているが、「A社」に一致する名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、B県内における「A社」に類似した名称である87事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は記載されていないことが確認できる。

さらに、申立期間に勤務していた事業所名称について、申立人に確認したところ「Cの仕事に就いたのは昭和22年6月1日からであり、申立期間当時はD市内のE所からF所の辺りにあったG及びHで経理の仕事をしていたのかもしれない。」とも供述しているが、申立人は、当該G及びHについて、具体的な事業所名、所在地、事業主氏名及び同僚氏名等を記憶しておらず、申立ての事業所を特定することができず、申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで
(A株式会社 (B所))
② 昭和 38 年 9 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで
(A株式会社 (C所))

脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶は無いので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D年金事務所が保管している申立期間①及び②に係る脱退手当金裁定請求書には、「受付 41. 9. 1 D社会保険事務所」、「支払済」の押印、当該裁定請求書の上部欄外には「通算老齢年金制度について承知上請求す」との記載とともに申立人の押印が確認できるなど、当該裁定請求書に不自然な点は見られない。

また、申立期間②のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年11月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。また、ほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで
A社において、昭和 35 年 10 月 1 日から 37 年 4 月 2 日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者の記録は、36 年 8 月 1 日からの記録しか無いので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社における申立期間当時の事業主は、所在が確認できないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る商業登記簿謄本は、B法務局において見当たらないため、当時の役員について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる元同僚 8 人に照会したところ、7 人は申立人を覚えておらず、一人は申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間については不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 30 日から同年 8 月 1 日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）に平成 4 年 7 月 21 日から 6 年 7 月末日まで在籍していた。ねんきん定期便によると、平成 6 年 7 月が未加入となっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 6 年 7 月末日まで在籍していたと主張しているが、A株式会社の業務を統合したB株式会社は、「申立期間に係る人事記録等の関係資料は既に処分している。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことについては確認することはできない。

また、A株式会社のオンライン記録から平成 4 年から 8 年までの 5 年間に被保険者資格を喪失している従業員 40 人の資格喪失日を確認したところ、月末日又は月内最終営業日の翌日が資格喪失日である従業員が 6 人、月初日が資格喪失日の従業員が 4 人いることが確認できるところ、12 月末に退職したと記憶している二人の元同僚は、「厚生年金保険の資格喪失日が翌年 1 月 1 日ではないことについて了解している。」と供述している。

さらに、A株式会社の申立期間当時の総務担当者の後任者は、「当時は、月末退職の場合、退職者の 1 か月分の保険料を軽減するために、厚生年金保険の資格喪失日を翌月 1 日としない事務処理を行っていた。」と回答している。また、B株式会社の現在の総務担当者も、同様の供述をしていることから、申立人の資格喪失日についても同様の処理が行われた可能性がうかがえる。

加えて、申立人のA株式会社における厚生年金保険の資格喪失日と、同社が当時加入していたC健康保険組合及びC厚生年金基金における申立人の資格喪失日はいずれも同年7月30日となっている上、雇用保険の離職日は同年7月29日であり、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。